

入札公告

下記の業務について一般競争入札（事前審査型）に付す。

令和 7 年 9 月 2 日

契約担当者
兵庫県道路公社理事長 高野 滋也

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 遠阪トンネル料金収受業務委託
(2) 業務場所 朝来市山東町柴から丹波市青垣町遠阪まで
(3) 業務概要
① 通行者から現金、回数券、ETC クレジット・コードカード等、「料金収受業務要領」の定めるところに従って所定の通行料金を收受すること。
② 仕様書に定められたレーンを開放するほか、常に交通の実態を把握し適正な数のレーンを開放すること。
③ 播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）の指示に基づき、通行の禁止、制限等に関する掲示等を入口料金所等において行うこと。
④ 料金収受機器及び ETC システムを構成する機器の監視・保安に関する業務並びに異常発生時の初期対応を行うこと。
⑤ ETC 課金に係る軽微な調査をすること。
⑥ 通行者からの道路の損壊、交通事故、異常気象等に関する通報を所長に報告すること。
⑦ 前各号に掲げるもののほか、料金収受の円滑かつ適正な業務を確保するため、所長が指示する事項を実施すること。
- (4) 業務期間 令和 8 年 1 月 19 日～令和 9 年 3 月 31 日まで
(5) 最低制限価格 無
(6) 調査最低制限価格 無
(7) 入札方法 一般競争入札（事前審査型）

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- ① 当業務の入札公告日において、物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。
② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県及び兵庫県道路公社の入札参加資格制限基準による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
③ 参加申込の期限日及び当業務の入札の日において、県及び兵庫県道路公社の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
⑥ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する

暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- ⑦ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。
- ⑧ 次の要件を全て有すること。
- ア E T C システムを整備している道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）に基づく有料道路又は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく一般自動車道（以下これらを「E T C 整備有料道路」という。）において、料金収受業務の元請履行実績を過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度）に 2 年以上有する者であること。
- イ 料金事務所長については、E T C 整備有料道路において、料金収受業務を適正かつ厳正に遂行するため、当該業務の管理・監督を行う責任者（料金事務所長等）としての実務経験を過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度）に 1 年以上有する者を履行期間中専任で配置すること。なお、播但連絡道路（南区間）、播但連絡道路（北区間）の各料金収受業務責任者（料金事務所長）と重複した配置は認めない。
- ウ 契約期間中に料金収受業務に従事する者（料金事務所長を除く。）のうち 2 分の 1 以上の者について、E T C 整備有料道路における料金収受業務の実務経験 1 年以上有する者を常時配備すること。
- エ 従事者の教育方針及び研修計画が確立されていること。

4 契約条項を示す期間及び場所

業務委託契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間
令和 7 年 9 月 2 日(火)から令和 7 年 9 月 16 日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)
- (2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所）
650-0011 神戸市中央区下山手通 4 丁目 18 番 2 号
兵庫県道路公社 経理課（兵庫県公社館 5 階）
電話番号 (078) 232-9632 F A X (078) 232-9640
又は、兵庫県道路公社のホームページ (<http://www.h-dorokosya.or.jp/bid>) の入札情報に掲載。

5 入札参加申込書、資格確認資料及び設計図書の交付

- (1) 交付期間
令和 7 年 9 月 2 日(火)から令和 7 年 9 月 16 日(火)まで
- (2) 交付方法
ア 入札参加申込書及び入札参加資格確認資料
兵庫県道路公社のホームページ (<http://www.h-dorokosya.or.jp/bid>) の入札情報からダウンロードにより様式等を取得すること。
イ 設計図書
入札参加申込時に交付する。
- (3) 交付に関する問い合わせ先
上記 4 (2)に同じ

6 入札参加の手続

本業務の入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出すること。

- (1) 提出期間
令和 7 年 9 月 2 日(火)から令和 7 年 9 月 16 日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)
- (2) 提出方法
郵送又は持参（令和 7 年 9 月 16 日(火) 午後 5 時までに必着のこと。）ただし、郵送の場合は配達記録が残る書留郵便等によるものとする。
- (3) 提出場所
上記 4 (2)に同じ

- (4) 提出部数
1部
- (5) 提出資料
ア 一般競争入札参加申込書 (様式1号)
イ 入札参加資格確認資料 (様式3～5号)
- (6) その他
ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に使用しない。
ウ 提出された申込書等は、返却しない。
エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式2号）で作成のうえ郵送又はFAXにより提出すること。

ア 提出期間

令和7年9月3日(水)から令和7年9月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和7年9月29日(月)から令和7年10月3日(金)まで

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 閲覧場所

兵庫県道路公社のホームページ (<http://www.h-dorokosya.or.jp/bid>) に掲載するとともに、上記4(2)において閲覧に付す。

8 入札参加資格の確認

(1) 提出された申込書等により、上記6(1)に定める申込書等の提出期限の日をもって入札参加資格を確認する。

(2) 入札参加資格確認結果の通知

令和7年9月22日(月)までに行う。

(3) 苦情の申立て

入札参加資格がないと認められた者は、令和7年9月29日(月)までに契約担当者に対してその理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

9 入札保証金

(1) 契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額を、令和7年10月6日(月)正午までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に兵庫県道路公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年10月6日(月)以前の任意の日を開始日とし、令和7年10月21日(火)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 入札保証金を現金により納付する場合は、金融機関から振込依頼書等により納付し、領収印が捺印された領収書等、納付されたことが確認できる書類を入札執行時に提示すること。

《納付先口座》

三井住友銀行 神戸公務部 普通 1128231 兵庫県道路公社

- (3) 入札保証金の納付又は入札保証に係る書類に必要な費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 開札を行い落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。また、落札者が納付した入札保証金等は契約締結後にこれを還付するものとする。
- (5) 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付した入札保証金は、公社に帰属するものとする。
- (6) 現金で納付した者が入札保証金等の還付を受ける場合は、入札保証金還付請求書（様式6号）を提出するものとし、公社は適法な請求書を受理した日から14日以内に入札保証金を還付する。
- (7) 入札保証金には、利子を付さない。

10 入札手続等

- (1) 開札の日時

令和7年10月7日(火) 午後 2時から

- (2) 開札の場所

神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

兵庫県公社館 5階 道路公社会議室

電話番号 (078) 232-9632

- (3) 入札書等の提出方法

① 郵便（配達記録が残る書留郵便等に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札とし、入札書及び業務積算内訳書を封筒に入れ密封の上、それぞれ「業務名」、「初度入札」・「再入札(2回目)」・「業務積算内訳書」・「入札辞退届」（初度又は再度で辞退する場合）の区分を記入し、令和7年10月6日(月)午後5時までに上記4(2)の場所に必着のこと。

なお、入札書は、業務名を表記した「初度入札」と「再入札」の区分を記入した別封筒に封入すること。

② 入札書を持参する場合は、前項に示した期限までに、前項に示した提出先まで持参すること。

③ 持参又は郵送等による入札書を提出した者のうち、提出した入札書が1通のみの場合は初度入札のみに参加希望とみなし、再入札が実施される場合はこれを辞退したものとみなす。

- (4) 入札に関する条件

① 所定の額の入札保証金又は入札保証保険証の場合で所定の保険期間を設定したものを所定の日時までに提出されていること。

② 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

③ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

④ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

⑤ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

⑥ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

⑦ 入札前に業務積算内訳書（金抜設計書のすべての項目について確認できるもの）を提出すること。

⑧ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

⑨ 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者。

イ 初度の入札において、上記①から⑨までの条件に違反し無効となった入札者のうち、②又は③に違反し無効となったもの以外の者

- (5) 無効とする入札

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札
- イ 入札参加資格があることを確認されたが、入札又は開札時において入札参加資格がない者のした入札
- ウ 申込書等又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札

(6) 入札に際しての注意事項

- ① 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- ② 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
- ③ 入札金額の表示は、アラビア数字を用いること。
- ④ 提出された業務積算内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず作成しておくこと。
- ⑤ 入札書は、入札に付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び業務名称に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- ⑥ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者に決定する。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、くじ引きは、開札に立ち会いした入札事務に關係のないものがくじを引くものとする。
- (3) 落札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。
- (5) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

13 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から14日以内に契約書、落札者が暴力団でないこと等の誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

14 契約保証金

契約保証金は免除する。

ただし、落札者は契約締結までに兵庫県道路公社が認める業務履行保証人を選任すること。

15 支払い条件

支払い条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 有 各年度における支払予定額はおおむね次の割合による。
支払予定額：令和7年度 16.5% 8年度 83.5%
- (2) 前金払 無
- (3) 部分払 有 年12回まで（履行完了月の翌月末払いとする）